

市議会定数、選挙区めぐり多様な意見続出 検討委員会主催の「議員定数に関する意見を聞く会」

市議会の議員定数に関する検討委員会（滝沢逸男委員長）が1月25日、2月1日と連続して「議員定数に関する意見を聞く会」を市内8会場で開催しました。25日は吉川区総合事務所の地区別説明会でしたので、私は1日、板倉会場と浦川原会場（画像）に参加してきました。

どちらの会場も60人ほどの市民が集まり、会場はいっぱいになりました。テーマは市議会の定数、選挙区を今後どうするかです。検討委員会を代表して笹川栄一副委員長がこれまでの経過を説明、その後、議員定数、選挙区のあり方に分けて市民からの意見をお聴きするという流れで進められました。2つの会場とも発言は多く、特に浦川原会場はいつまでも終わりそうもないほど活発でした。

合併前、編入される旧町村は、地域の代表を出せるようにということで合併特例法に基づいて定数特例を2回、旧市町村を選挙区にして48人の市議を選ぶ仕組みを求め、合併協議で認められてきました。



合併して5年目。市議増員選挙、定例選挙と2回の選挙を経て、今後は地方自治法に規定された法定数内（上越市の場合、上限が38人）での選挙となります。

この日の「意見を聞く会」では、「上限38人をいくつかの選挙区に分けて選ぶ仕組みを」「人口減により遅くない時期に定数を減らさざるをえなくなるから34人に」「思い切って半減させるべき」など様々な意見が相次ぎました。

地区代表か全市代表かの議論も

ご意見を述べられた方の中には、市議会議員は地区代表か全市代表かという議論をからめて発言された方が何人もありました。「地区から議員が出ていないを言う段階ではなく、いまは全市一体になって考えるべきだ。地区にこだわった議員では役に立たない。全市を回って活動を」（清里区の方）「近所の人に頼めばいいという時代は終わりだ。地区制をなくして市全体を考えて良くしてほしい」（安塚区の方）等です。昨年4月施行された上越市自治基本条例では、「市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならぬ」（第9条1項）とされていますが、この議論は、まだ続きそうです。

市民のみなさんのご意見をお聴きして思ったのですが、合併によって住民サービスが削られるとか、周辺部として取り残されるされるのではという危機意識が依然として強いですね。板倉会場では冒頭、「合併してメリットが見えてこない。水道料、下水道料が上がり、税も上がった。農道整備はしてもらえない」（清里区の方）という発言があり、浦川原会場では「限られた人数にしぼってしまうと市の中心部出身の議員だけになる。周辺部から出ていけなくなるのではないか」（浦川原区の方）などの意見も出されていました。

これまで、日本共産党議員団ではこれまで

「全市1区、定数は38人で」と主張してきました。この問題での市民の皆さんのご意見をお待ちしています。

道の駅整備事業で注文

吉川区地域協議会

市長からの「地域事業の見直し案について」の諮問に関し、吉川区地域協議会は2日、廃止事業として位置づけられた「道の駅整備事業」の再検討を求める意見をつけて答申しました。

市長からの諮問で今後取り組む事業として書かれていたのは、小中学校校舎改修事業、保育園整備事業など10事業です。これは諮問どおりの事業でよいとされました。

「道の駅整備事業」は合併時の地域事業として計画されていたもので、農産加工場建設と公園整備が内容です。地域協議会では、農産加工場については必要なしとすることで一致をみたものの、公園整備については、「杜氏の郷」周辺のにぎわいをつくりだすために必要とする声も出て、採決の結果、賛成多数で再検討を求める意見がつけられました。



川 吉川
川 ね。う
日 3日
【デポ】
【区内】
【写真】

工事対象は「130万円以下」に

小規模修繕契約希望者登録制度

上越市はこのほど、小規模修繕契約希望者登録制度における対象を「50万円以下」の工事から「130万円以下」に引き上げました。

同制度は網戸交換、外灯修繕など修繕の内容が軽易なものを対象にしたもの。民主商工会や日本共産党市議団などが新年度に向けて、小規模事業者の受注機会拡大の観点から契約できる工事対象金額の引き上げを求めています。